

野田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第4号

野田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

野田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和34年野田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第11条第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第4条中「提示」の次に「又は第7条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第6条各号列記以外の部分中「運賃等相当額」の次に「（第6条の3第2号において「運賃等相当額」という。）」を加え、同条第1号イ中「第11条第5項」を「第11条第7項」に改める。

第6条の3第1号中「（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）（交通機関等が2以上ある場合においては）」に改め、「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第2号」

を「同条第2項第2号」に改める。

第7条の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第7条の2 条例第11条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務場所の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第9条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第7条の3 条例第11条第3項の規則で定める職員は、第6条の3第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第7条の4 条例第11条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
 - イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して

得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハマまでに定める額を合計した額

第8条の2第1項各号列記以外の部分中「第11条第4項」を「第11条第6項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「第11条第4項」を「第11条第6項」に改め、同項第1号イ及びロ以外の部分中「及び」を「、」に改め、「第11条第2項第2号に定める額」の次に「及び同条第3項第1号に定める額」を加え、「55,000円」を「71,400円」に改め、同号イ及び第2号中「55,000円」を「71,400円」に改め、同条第3項中「第11条第4項」を「第11条第6項」に改める。

第8条の3第1項中「第11条第5項」を「第11条第7項」に改める。

第10条第4項各号列記以外の部分中「第11条第3項」を「第11条第5項」に改め、同項第1号中「職員が2以上の交通機関等を利用するものとして」を「交通機関等が2以上ある職員が」に、「55,000円」を「71,400円」に改め、同項第2号中「及び同号」を「、同号に定める額及び条例第11条第3項第1号」に、「55,000円」を「71,400円」に改める。

第11条中「提示」の次に「若しくは提出」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（野田市一般職の職員の給与に関する条例及び野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和8年野田市条例第2号）第2条による改正後の野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田

市条例第32号)第11条第3項に規定する「駐車場等」をいう。)を利用して
している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日
において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正
後の野田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則第3条の規定の例に
より、その実情を届け出なければならない。